

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化

改正対象

無線設備規則／同検査要領

改正理由

2022年4月に開催されたIMO第105回海上安全委員会(MSC105)において、無線設備の搭載要件に関するSOLAS条約第IV章の改正が、IMO決議MSC.496(105)として採択された。また、2024年12月に開催されたMSC109において、関連要件の適用に関する指針を示すCOMSAR.1/Circ.32/Rev.3が承認された。本会は、これらの内容を既に本会規則に取り入れている。

一方、SOLAS条約第IV章が適用されない日本籍船舶（総トン数300トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶）についても、当該指針に示されたMF無線設備の搭載に関する取扱いを適用することが、2025年3月31日付の国土交通省による船舶検査心得の改正により明確化された。

今般、当該船舶検査心得の改正に基づき、また、関連する国内法規との対応を明確化すべく、関連規定を改める。

改正内容

- (1) SOLAS条約第IV章が適用されない日本籍船舶（総トン数300トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶）のうちA3水域を航行するものについて、予備の無線設備としてMF/HF無線設備を備える場合にはMF無線設備を備えることを要しない旨を明記する。
- (2) これらの船舶に備えるべきものの選択肢からHF無線電話を削るとともに、ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する船舶に備えるべきものの選択肢からHF狭帯域直接印刷電信を削り、国内法規との対応を明確化する。

施行及び適用

2025年12月25日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD25-07

「日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化」新旧対照表

新	旧	備考						
無線設備規則	無線設備規則							
4章 通信システム 4.4 無線設備 -A3 水域*	4章 通信システム 4.4 無線設備 -A3 水域*	<p>表 4.4 A3 水域を航行する船舶</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">無線設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶 </td><td style="padding: 10px;"> (1) 本会が適當と認める移動衛星業務のための船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) MF 無線設備 (3.2.2(2)(b)を除く 3.2.2 全て) (3) VHF 無線設備 (3.2.1) </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶 </td><td style="padding: 10px;"> (1) 次の(a)から又は(b)までのいずれかの無線設備 (a) HF 無線電話 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務によるデータ通信 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務による無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話 </td></tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。 2. 次のいずれかに該当する船舶については、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (a) 総トン数 100 トン未満の船舶 (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録されるもの (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (a) 総トン数 100 トン未満の船舶 <p>JG 船舶設備規程第 311 条の 22 の第二号の表の書き方に整合するよう修正する。</p>	区分	無線設備	国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 本会が適當と認める移動衛星業務のための船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) MF 無線設備 (3.2.2(2)(b)を除く 3.2.2 全て) (3) VHF 無線設備 (3.2.1)	国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から又は(b)までのいずれかの無線設備 (a) HF 無線電話 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務によるデータ通信 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務による無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話
区分	無線設備							
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 本会が適當と認める移動衛星業務のための船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) MF 無線設備 (3.2.2(2)(b)を除く 3.2.2 全て) (3) VHF 無線設備 (3.2.1)							
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から又は(b)までのいずれかの無線設備 (a) HF 無線電話 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務によるデータ通信 (b) 本会が適當と認める移動衛星業務による無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話							

「日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録されるもの</p> <p>3. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。</p> <p>(1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>(b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等</p> <p>(2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>(b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等</p> <p>4. 表 4.7.2-3. の規定により設置された予備の移動衛星業務の通信範囲は、主装置として設置された移動衛星業務による船舶地球局の通信範囲以上のものとする。</p> <p>5. 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶において、<u>表 4.7.2-3. の当該区分の(1)(a)の MF/HF 無線設備を装備した場合、表 4.4 の当該区分の(2)の表中の(2)に掲げる主装置としての MF 無線設備の設置要件を満たしたとみなすことができる。なお、当該 MF/HF 無線設備とは、表 4.7.2-3. 中、当該船舶に対する予備の無線設備として(1)(a)に掲げるものをいう。</u></p> <p>6. <u>国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶において、MF/HF 無線設備を装備した場合、表中の(2)に掲げる主装置としての MF 無線設備の設置要件を満たしたとみなすことができる。なお、当該 MF/HF 無線設備とは、表 4.7.2-3. 中、当該船舶に対する予備の無線設備として(1)(a)に掲げるものに MF デジタル選択呼出装置、MF 無線電話及び MF デジタル選択呼出聴守装置を加えたものをいう。</u></p>	旧	JG 船舶設備規程第 311 条の 22 に対する船舶検査心得の改正の取入れ。

「日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化」新旧対照表

新	旧	備考
無線設備規則検査要領 <p style="text-align: center;">3 章 無線設備</p> <p>3.2 無線設備</p> <p>3.2.6 海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機 規則 3.2.6 の適用上、ナブテックス水域を航行する場合、国際ナブテックス業務により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。 ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合、規則 3.2.4(2)でいう移動衛星業務に付加される高機能グループ呼出受信機により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。</p>	無線設備規則検査要領 <p style="text-align: center;">3 章 無線設備</p> <p>3.2 無線設備</p> <p>3.2.6 海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機 規則 3.2.6 の適用上、ナブテックス水域を航行する場合、国際ナブテックス業務により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。 ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合、<u>国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告 688 の HF の狭帯域直接印刷電信 (NBDP) による受信</u>、または<u>規則 3.2.4(2)でいう移動衛星業務に付加される高機能グループ呼出受信機</u>により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。</p>	国内法規に整合させる。 SOLAS 条約 IV 章 7 規則から参照される MSC.1/circ.1645 では、HF NBDP を装備することで EGC レシーバーの装備が義務ではないが、国内法規ではその扱いはない。
附 則	1. この改正は、2025 年 12 月 25 日から施行する。	